

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第15号

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則（昭和38年香川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前														
<p>(修学資金の額)</p> <p>第1条の5 条例第3条第2項に規定する規則で定める修学資金の額は、<u>月額4万円、月額6万円、月額8万円又は月額10万円のうち修学資金の貸付けを受ける者が選択する額とする。</u></p>	<p>(修学資金の額)</p> <p>第1条の5 条例第3条第2項に規定する規則で定める修学資金の額は、<u>次のとおりとする。</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>修学資金の額（月額）</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>1 独立行政法人国立病院機構、国立大学法人又は地方公共団体（以下「機構等」という。）が設置する看護職員養成施設（准看護師養成所を除く。）に在学している者</u></td><td><u>32,000円</u></td></tr><tr><td><u>2 機構等以外の者が設置する看護職員養成施設（准看護師養成所を除く。）に在学している者</u></td><td><u>36,000円</u></td></tr><tr><td><u>3 機構等が設置する准看護師養成所に在学している者</u></td><td><u>15,000円</u></td></tr><tr><td><u>4 機構等以外の者が設置する准看護師養成所に在学している者</u></td><td><u>21,000円</u></td></tr><tr><td><u>5 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院の看護に関する研究科の修士課程に在学している者</u></td><td><u>83,000円</u></td></tr><tr><td><u>6 5の項の修士課程に相当する外国の教育機関の課程に在学している者</u></td><td><u>20万円</u></td></tr></tbody></table>	区分	修学資金の額（月額）	<u>1 独立行政法人国立病院機構、国立大学法人又は地方公共団体（以下「機構等」という。）が設置する看護職員養成施設（准看護師養成所を除く。）に在学している者</u>	<u>32,000円</u>	<u>2 機構等以外の者が設置する看護職員養成施設（准看護師養成所を除く。）に在学している者</u>	<u>36,000円</u>	<u>3 機構等が設置する准看護師養成所に在学している者</u>	<u>15,000円</u>	<u>4 機構等以外の者が設置する准看護師養成所に在学している者</u>	<u>21,000円</u>	<u>5 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院の看護に関する研究科の修士課程に在学している者</u>	<u>83,000円</u>	<u>6 5の項の修士課程に相当する外国の教育機関の課程に在学している者</u>	<u>20万円</u>
区分	修学資金の額（月額）														
<u>1 独立行政法人国立病院機構、国立大学法人又は地方公共団体（以下「機構等」という。）が設置する看護職員養成施設（准看護師養成所を除く。）に在学している者</u>	<u>32,000円</u>														
<u>2 機構等以外の者が設置する看護職員養成施設（准看護師養成所を除く。）に在学している者</u>	<u>36,000円</u>														
<u>3 機構等が設置する准看護師養成所に在学している者</u>	<u>15,000円</u>														
<u>4 機構等以外の者が設置する准看護師養成所に在学している者</u>	<u>21,000円</u>														
<u>5 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学院の看護に関する研究科の修士課程に在学している者</u>	<u>83,000円</u>														
<u>6 5の項の修士課程に相当する外国の教育機関の課程に在学している者</u>	<u>20万円</u>														
<p>(利子の利率等)</p> <p>第1条の6 条例第3条第3項に規定する規則で定める率は、別表のとおりとする。</p>															

2 利子を計算する場合の月数は、修学資金の貸付けを最初に受けた日の属する月の翌月から返還を完了する日の属する月までの期間の月数によるものとする。

3 月の途中において第1項の規定により適用される利子の利率が異なる場合における当該月の利子の利率は、その適用される利子の利率のうち最も高いものとする。

(連帯保証人)

第2条 略

(貸付けの申込み)

第3条 略

(1)・(2) 略

(3) 看護職員養成施設又は修士課程を置く学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学若しくは外国の教育機関(以下「看護職員養成施設等」という。)の長の推薦書

(債務免除の申請)

第9条 借受者は、条例第7条の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、修学資金返還債務免除申請書に同条に該当する事実を証するに足りる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第2条 略

(貸付けの申込み)

第3条 条例第5条第1項の規定により修学資金の貸付けを申し込もうとする者は、修学資金貸付申込書に次に掲げる書類を添えて、知事に申し込まなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 看護職員養成施設又は修士課程を置く学校教育法に基づく大学若しくは外国の教育機関(以下「看護職員養成施設等」という。)の長の推薦書

(債務免除の申請)

第9条 借受者は、条例第7条第1項又は第2項の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとするときは、修学資金返還債務免除申請書に同条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(債務免除対象施設)

第10条の2 条例第7条第1項第1号に規定する規則で定める施設等は、次に掲げる施設等とする。

(1) 第1条の3第1号に掲げる施設のうち病床数が200床以上のものであって、次のいずれにも該当しないもの

ア 病床数のうち医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床の数の占める割合が80パーセント以上である病院

イ らい予防法の廃止に関する法律(平成8年法律第28号)第2条に規定する国立ハンセン病療養所

(2) 地域保健法(昭和22年法律第101号)第21条第1項に規定する人材

確保支援計画の対象となる町以外の町

2 条例第7条第1項第2号に規定する規則で定める施設等は、前項第2号に掲げる施設等とする。

(業務従事期間の計算)

第11条 条例第7条第1項第1号及び第2号に規定する業務の従事期間を計算する場合には、第1条の3第8号及び第12号に掲げる施設における業務の従事期間については、借受者が当該業務従事の開始前に同条第1号から第5号まで又は第7号に掲げる施設（第1種修学資金第1類又は第2種修学資金の貸付けを受けた者にあつては、前条第1項第1号に掲げる施設を除く。）において3年以上看護職員の業務に従事した場合に限り、当該従事期間に算入するものとする。

2 条例第7条第1項第1号及び第2号に規定する業務の従事期間の計算は、同項第1号に規定する第1号特定医療施設等（以下「第1号特定医療施設等」という。）又は同項第2号に規定する第2号特定医療施設等（以下「第2号特定医療施設等」という。）において業務の従事を開始した日の属する月から当該業務の従事を廃止した日の属する月までの期間の月数による。

3 前項の場合において、第1号特定医療施設等における業務の従事を廃止した日の属する月に再び第1号特定医療施設等において業務の従事を開始したとき、又は第2号特定医療施設等における業務の従事を廃止した日の属する月に再び第2号特定医療施設等において業務の従事を開始したときは、その月は1月として計算し、前後の期間を通算するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、業務従事期間の計算に関し必要な事項は、別に定める。

(返還)

第12条 条例第8条の規定による修学資金の返還は、月賦均等払の方法により行うものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(返還)

第11条 条例第8条の規定による修学資金の返還は、月賦による元利均等払の方法により行うものとする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

2 条例第8条に規定する規則で定める期間は、次のとおりとする。

修学資金の月額	修学資金を返還しなければならない期間
4万円及び6万円	修学資金の貸付けを受けた期間（条例第6条第2項の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間を除く。以下同じ。）の2倍に相当する期間

8万円及び10万円

修学資金の貸付けを受けた期間の4倍に相当する期間

3 借受者は、修学資金の返還の理由が生じた日（条例第7条に規定する債務の免除を申請した者は、その申請に対する通知を受けた日）から起算して15日以内に、返還計画書を知事に提出しなければならない。

4 略

（返還猶予の申請）

第12条 借受者は、条例第9条第1項又は第2項の規定により債務の履行の猶予を受けようとするときは、修学資金返還猶予申請書に条例第9条第1項各号又は第2項に該当する事実を証するに足りる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（返還猶予の決定）

第13条 略

（届出）

第14条 略

（1）～（4） 略

（5） 特定医療施設等において看護職員の業務の従事を開始し、若しくは廃止し、又は就業先を変更したとき。

（6） 略

（7） 修士課程を修了した後、更に条例第8条に規定する博士課程に進学したとき。

2 略

（申請書等の様式）

第15条 略

附 則

略

別表（第1条の6関係）

1 条例第8条第1号又は第2号に該当する場合

2 借受者は、修学資金の返還の理由が生じた日（条例第7条第2項に規定する債務の免除を申請した者は、その申請に対する通知を受けた日）から起算して15日以内に、返還計画書を知事に提出しなければならない。

3 略

（返還猶予の申請）

第13条 借受者は、条例第9条第1項又は第2項の規定により債務の履行の猶予を受けようとするときは、修学資金返還猶予申請書に条例第9条第1項各号又は第2項各号に該当する事実を証するに足りる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（返還猶予の決定）

第14条 略

（届出）

第15条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

（1）～（4） 略

（5） 第1号特定医療施設等又は第2号特定医療施設等において看護職員の業務の従事を開始し、若しくは廃止し、又は就業先を変更したとき。

（6） 略

（7） 修士課程を修了した後、更に条例第7条第1項第2号に規定する博士課程に進学したとき。

2 略

（申請書等の様式）

第16条 略

附 則

略

区分	利子の利率
1 条例第3条第1項の規定により修学資金の貸付けを受けている期間	年0パーセント
2 条例第9条第1項又は第2項の規定により修学資金の返還の債務の履行を猶予されている期間	
3 特定医療施設等のうち次の施設等以外の施設等において業務（条例第3条第1項に規定する看護職員の業務をいう。以下同じ。）に従事する期間 (1) 第1条の3第1号に掲げる施設のうち病床数が200床以上のものであって、次のいずれにも該当しないもの ア 病床数のうち医療法第7条第2項第1号に規定する精神病床の数の占める割合が80パーセント以上である病院 イ らい予防法の廃止に関する法律（平成8年法律第28号）第2条に規定する国立ハンセン病療養所 (2) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第1項に規定する人材確保支援計画（以下「人材確保支援計画」という。）の対象となる町以外の町	
4 特定医療施設等のうち3の項の(1)又は(2)に定める施設等において業務に従事する期間	年3パーセント
5 1の項から4の項までに定める期間以外の期間	年10パーセント

2 条例第8条第3号に該当する場合

区分	利子の利率
1 条例第3条第1項の規定により修学資金の貸付けを受けている期間	年0パーセント
2 条例第9条第1項又は第2項の規定により修学資金の返還の債務の履行を猶予されている期間	
3 特定医療施設等のうち人材確保支援計画の対	

象となる町において業務に従事する期間	
4 特定医療施設等のうち3の項に定める施設等以外の施設等において業務に従事する期間	年3パーセント
5 1の項から4の項までに定める期間以外の期間	年10パーセント

第1号様式（第3条、第15条関係）

修学資金貸付申込書			
		年 月 日	
香川県知事 殿		本人氏名 ㊦	
看護学生修学資金の貸付けを受けたいので、香川県看護学生修学資金貸付条例の規定により、申し込みます。			
ふりがな氏名		生年月日	年 月 日生
住所		電話番号	
		現在の学年(年次)	第 学年 (年次生)
看護職員養成施設又は大学院の研究科等	所在地	入学年月日	年 月 日
	名称	卒業又は修了の予定年月	年 月
希望貸付種別		希望貸付月額	円
希望貸付期間	年 月から 年 月まで		
利子の利率	香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の規定による率		
卒業又は修了後の進路			
連帯保証人	氏名	㊦	本人との関係
	生年月日	年 月 日生	職業
	住所		電話番号
	年収	円	
証人	氏名	㊦	本人との関係
	生年月日	年 月 日生	職業
	住所		電話番号
	年収	円	

第1号様式（第3条、第16条関係）

修学資金貸付申込書			
		年 月 日	
香川県知事 殿		本人氏名 ㊦	
看護学生修学資金の貸付けを受けたいので、香川県看護学生修学資金貸付条例の規定により、申し込みます。			
ふりがな氏名		生年月日	年 月 日生
住所		電話番号	
		現在の学年(年次)	第 学年 (年次生)
看護職員養成施設又は大学院の研究科等	所在地	入学年月日	年 月 日
	名称	卒業又は修了の予定年月	年 月
希望貸付種別		希望貸付月額	円
希望貸付期間	年 月から 年 月まで		
卒業又は修了後の進路			
連帯保証人	氏名	㊦	本人との関係
	生年月日	年 月 日生	職業
	住所		電話番号
	年収	円	
証人	氏名	㊦	本人との関係
	生年月日	年 月 日生	職業
	住所		電話番号
	年収	円	

第2号様式（第3条、第15条関係）
略

第4号様式（第2条、第15条関係）

連 帯 保 証 人 変 更 願				
年 月 日				
香川県知事 殿				
決定番号 第 号				
借受者				
氏 名 ㊟				
新連帯保証人				
氏 名 ㊟				
次のとおり連帯保証人の変更を申請します。				
旧連帯保証人	氏 名			
	住 所			
新連帯保証人	氏 名	本人との関係		
	生年月日	年 月 日生	職 業	
	住 所	電 話 番 号		
	年 収	円		

第5号様式（第4条、第15条関係）
略

第2号様式（第3条、第16条関係）
略

第4号様式（第2条、第16条関係）

連 帯 保 証 人 変 更 願				
年 月 日				
香川県知事 殿				
決定番号 第 号				
氏 名 ㊟				
新連帯保証人				
氏 名 ㊟				
次のとおり連帯保証人の変更を申請します。				
旧連帯保証人	氏 名			
	住 所			
新連帯保証人	氏 名	本人との関係		
	生年月日	年 月 日生	職 業	
	住 所	電 話 番 号		
	年 収	円		

第5号様式（第4条、第16条関係）
略

第7号様式（第6条、第15条関係）

修学資金借用証書		年 月 日
香川県知事	殿	
		決定番号 第 号
借受者		
氏 名		㊟
連帯保証人		
氏 名		㊟
連帯保証人		
氏 名		㊟
香川県看護学生修学資金貸付条例の規定により、次のとおり香川県看護学生修学資金を借用しました。		
金 額	円	
区 分	年 月から	年 月まで

第8号様式（第7条、第15条関係）

修学資金貸付辞退届		年 月 日
香川県知事	殿	
		決定番号 第 号
届出者		
氏 名		㊟
次のとおり看護学生修学資金の貸付けを受けることを辞退します。		
1 辞退期間		
2 辞退理由		

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第7号様式（第6条、第16条関係）

修学資金借用証書		年 月 日
香川県知事	殿	
		決定番号 第 号
氏 名		㊟
連帯保証人		
氏 名		㊟
連帯保証人		
氏 名		㊟
香川県看護学生修学資金貸付条例の規定により、次のとおり香川県看護学生修学資金を借用しました。		
金 額	円	
区 分	年 月から	年 月まで

第8号様式（第7条、第16条関係）

修学資金貸付辞退届		年 月 日
香川県知事	殿	
		決定番号 第 号
氏 名		㊟
次のとおり看護学生修学資金の貸付けを受けることを辞退します。		
1 辞退期間		
2 辞退理由		

第9号様式（第8条、第15条関係）
略

第10号様式（第9条、第15条関係）

修学資金返還債務免除申請書	
年 月 日	
香川県知事	殿
決定番号 第 号	
申請者	
住 所	
氏 名	
次のとおり看護学生修学資金の返還の債務の免除を申請します。	
貸 付 総 額	円
貸 付 期 間	年 月から 年 月まで
免除を申請する理由	
免 除 額	円

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第11号様式（第10条、第15条関係）
略

第9号様式（第8条、第16条関係）
略

第10号様式（第9条、第16条関係）

修学資金返還債務免除申請書	
年 月 日	
香川県知事	殿
決定番号 第 号	
住 所	
氏 名	
次のとおり看護学生修学資金の返還の債務の免除を申請します。	
貸 付 総 額	円
貸 付 期 間	年 月から 年 月まで
免除を申請する理由	
免 除 希 望 額	円
第1号特定医療施設等又は第2号特定医療施設等の名称並びに従事した業務の種類及び期間	
業務従事期間の合計	箇月

第11号様式（第10条、第16条関係）
略

第12号様式 (第11条、第15条関係)

返 還 計 画 書	
年 月 日	
香川県知事	殿
決定番号 第 号	
借受者	
住 所	
氏 名 ㊦	
連帯保証人	
住 所	
氏 名 ㊦	
連帯保証人	
住 所	
氏 名 ㊦	
次のとおり看護学生修学資金の返還の計画を提出します。	
返還金額(返還未済額)	円
借 用 金 額	円
貸 付 期 間	
免除を受けた額	円
返 還 済 額	円
返 還 の 理 由	
返還発生の年月日	年 月 日
返 還 方 法	月賦元利均等償還金 円ずつ
返 還 期 間	年 月から 年 月まで

注 略

第12号様式 (第12条、第16条関係)

返 還 計 画 書	
年 月 日	
香川県知事	殿
決定番号 第 号	
住 所	
氏 名 ㊦	
連帯保証人	
住 所	
氏 名 ㊦	
連帯保証人	
住 所	
氏 名 ㊦	
返還金額(返還未済額)	円
借 用 金 額	円
貸 付 期 間	
免除を受けた額	円
返 還 済 額	円
返 還 の 理 由	
返還発生の年月日	年 月 日
返 還 方 法	月賦均等償還金 円ずつ

注 略

第13号様式（第11条、第15条関係）

返 還 方 法 変 更 願		年 月 日
香川県知事 殿		決定番号 第 号
		借受者
		住 所
		氏 名 ㊦
		連帯保証人
		住 所
		氏 名 ㊦
		連帯保証人
		住 所
		氏 名 ㊦
次のとおり変更を申請します。		
返還金額(返還未済額)		円
借 用 金 額		円
免 除 を 受 け た 額		円
返 還 済 額		円
旧	返 還 方 法	月賦元利均等償還金 円ずつ
	返 還 期 間	年 月から 年 月まで
新	返 還 方 法	月賦元利均等償還金 円ずつ
	返 還 期 間	年 月から 年 月まで
修学資金返還計画書提出 年 月 日		年 月 日

注 略

第13号様式（第12条、第16条関係）

返 還 方 法 変 更 願		年 月 日
香川県知事 殿		決定番号 第 号
		住 所
		氏 名 ㊦
		連帯保証人
		住 所
		氏 名 ㊦
		連帯保証人
		住 所
		氏 名 ㊦
次のとおり変更をお願いします。		
返還金額(返還未済額)		円
借 用 金 額		円
免 除 を 受 け た 額		円
返 還 済 額		円
旧	返 還 方 法	月賦均等償還金 円ずつ
	返 還 年 月 日	年 月から 年 月まで
新	返 還 方 法	月賦均等償還金 円ずつ
	返 還 年 月 日	年 月から 年 月まで
修学資金返還計画書提出 年 月 日		年 月 日

注 略

第14号様式（第12条、第15条関係）

修学資金返還猶予申請書	
香川県知事 殿	年 月 日
	決定番号 第 号
	申請者
	住所
	氏名 ㊟
	連帯保証人
	住所
	氏名 ㊟
	連帯保証人
	住所
	氏名 ㊟
次のとおり修学資金の返還の履行の猶予を申請します。	
借 用 金 額	円
申 請 の 理 由	
猶 予 の 期 間	年 月から 年 月まで

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第15号様式（第13条、第15条関係）

略

第14号様式（第13条、第16条関係）

修学資金返還猶予申請書	
香川県知事 殿	年 月 日
	決定番号 第 号
	住 所
	氏 名 ㊟
	連帯保証人
	住 所
	氏 名 ㊟
	連帯保証人
	住 所
	氏 名 ㊟
次のとおり修学資金の返還の履行の猶予をお願いします。	
借 用 金 額	円
申 請 の 理 由	
猶 予 の 期 間	年 月から 年 月まで

第15号様式（第14条、第16条関係）

略

第16号様式（第14条、第15条関係）

氏名（住所、就業先）変更届			
		年	月
		日	
香川県知事		殿	
		決定番号	第 号
		届出者	
		氏 名	㊦
次のとおり変更したので届け出ます。			
新	ふりがな氏名		
	住 所		電話番号
	就業先	所在地	
		名 称	
旧	ふりがな氏名		
	住 所		電話番号
	就業先	所在地	
		名 称	
変 更 年 月 日		年	月

注 略

第16号様式（第15条、第16条関係）

氏名（住所、就業先）変更届			
		年	月
		日	
香川県知事		殿	
		決定番号	第 号
		氏 名	
		㊦	
次のとおり変更したので届け出ます。			
新	ふりがな氏名		
	住 所		電話番号
	就業先	所在地	
		名 称	
旧	ふりがな氏名		
	住 所		電話番号
	就業先	所在地	
		名 称	
変 更 年 月 日		年	月

注 略

第17号様式（第14条、第15条関係）

休学（停学・復学・退学・卒業・修了）届			
	年	月	日
香川県知事	殿		
		決定番号	第 号
		届出者	
		氏 名	㊦
次のとおり休学（停学・復学・退学・卒業・修了）したので届け出ます。			
1	期日又は期間		
2	理 由		

注 略

第17号様式（第15条、第16条関係）

休学（停学・復学・退学・卒業・修了）届			
	年	月	日
香川県知事	殿		
		決定番号	第 号
		氏 名	㊦
次のとおり休学（停学・復学・退学・卒業・修了）したので届け出ます。			
1	期日又は期間		
2	理 由		

注 略

第18号様式（第14条、第15条関係）

連帯保証人・氏名（住所・職業）変更届				
		年	月	日
香川県知事		殿		
		決定番号	第	号
		届出者		
		氏名		㊟
次のとおり変更したので届け出ます。				
新	氏名		職業	
	住所	(電話番号)		
旧	氏名		職業	
	住所			
変更の理由				
変更年月日		年	月	日

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第18号様式（第15条、第16条関係）

連帯保証人・氏名（住所・職業）変更届				
		年	月	日
香川県知事		殿		
		決定番号	第	号
		氏名		㊟
次のとおり変更したのでお届けします。				
新	氏名		職業	
	住所	(電話番号)		
旧	氏名		職業	
	住所			
変更の理由				
変更年月日		年	月	日

第19号様式（第14条、第15条関係）

免 許 取 得 届	
年 月 日	
香川県知事	殿
決定番号 第 号	
届出者	
氏 名	
氏 名	
次のとおり免許を取得したので届け出ます。	
免許の種類	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
登録先	

注 略

第19号様式（第15条、第16条関係）

免 許 取 得 届	
年 月 日	
香川県知事	殿
決定番号 第 号	
氏 名	
氏 名	
次のとおり免許を取得しました。	
免許の種類	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
登録先	

注 略

第20号様式（第14条、第15条関係）

業務開始（廃止）届			
香川県知事 殿		年 月 日	
		決定番号 第 号	
		届出者 氏名 ㊟	
次のとおり業務を開始（廃止）したので届け出ます。			
登録番号	第 号		
登録年月日	年 月 日		
届出事項	1 業務開始	業務の種類	1 保健師
	2 業務廃止		2 助産師
			3 看護師
			4 准看護師
業務開始（廃止）年月日		年 月 日	
就業先	所在地		
	名称		
廃止の場合はその理由			
上記のとおり相違ありません。			
		年 月 日	
		就業施設の長 氏名 ㊟	

注 略

第20号様式（第15条、第16条関係）

業務開始（廃止）届			
香川県知事 殿		年 月 日	
		決定番号 第 号	
		氏名 ㊟	
次のとおり業務を開始（廃止）しました。			
登録番号	第 号		
登録年月日	年 月 日		
届出事項	1 業務開始	業務の種類	1 保健師
	2 業務廃止		2 助産師
			3 看護師
			4 准看護師
業務開始（廃止）年月日		年 月 日	
就業先	所在地		
	名称		
廃止の場合はその理由			
上記のとおり相違ありません。			
		年 月 日	
		就業施設の長 氏名 ㊟	

注 略

第21号様式（第14条、第15条関係）

他種看護職員養成施設（博士課程等）入学（進学・退学・卒業・修了）届	
年 月 日	
香川県知事 殿	決定番号 第 号
届出者 氏名 ㊦	
次のとおり入学（進学・退学・卒業・修了）しましたので届け出ます。	
看護職員養成施設又は大学院の研究科等	所在地
名 称	
入 学 等 年 月 日	年 月 日
上記のとおり相違ありません。	
年 月 日	
看護職員養成施設等の長 氏 名 ㊦	

注 略

第21号様式（第15条、第16条関係）

他種看護職員養成施設（博士課程等）入学（進学・退学・卒業・修了）届	
年 月 日	
香川県知事 殿	決定番号 第 号
氏 名 ㊦	
次のとおり入学（進学・退学・卒業・修了）しましたので届け出ます。	
看護職員養成施設又は大学院の研究科等	所在地
名 称	
入 学 等 年 月 日	年 月 日
上記のとおり相違ありません。	
年 月 日	
看護職員養成施設等の長 氏 名 ㊦	

注 略

第22号様式（第14条、第15条関係）

就 業 状 況 届		
		年 月 日
香川県知事	殿	
		決定番号 第 号
届出者		氏 名 ㊦
次のとおり就業状況を届け出ます。		
就 業 先	所 在 地	
	名 称	
就 業 年 月 日		年 月 日
上記のとおり相違ありません。		
年 月 日		就業施設の長 住 所 氏 名 ㊦

注 略

第22号様式（第15条、第16条関係）

就 業 状 況 届		
		年 月 日
香川県知事	殿	
		決定番号 第 号
氏 名		㊦
就業状況は、次のとおりです。		
就 業 先	所 在 地	
	名 称	
就 業 年 月 日		年 月 日
上記のとおり相違ありません。		
年 月 日		就業施設の長 住 所 氏 名 ㊦

注 略

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に修学資金の貸付けの決定を受けた者については、なお従前の例による。